

【香港 民事訴訟法】

香港における 民事判決の 強制執行措置



大江橋法律事務所 外国弁護士
錢 家傑

▶ PROFILE

chin.kakit@ohebash.com

第1 はじめに

商業活動を行う限り、取引先との紛争に巻き込まれることはほぼ不可避です。先方が契約違反をし、再三の催促にもかかわらず是正されない場合は、裁判所で訴訟を提起し、契約責任の履行や金銭の支払を請求するしかありません。また、契約に仲裁条項が含まれている場合は、その合意に従って仲裁を申し立てることになります。

訴訟でも仲裁でも、特に国際的要素を伴う紛争において、判決を取得するまでには多大な時間と費用を要します。訴訟等を提起するかしないかを判断する際、費用の見積りまたは勝訴の見込みについて気になるのは当然ですが、判決の執行方法についても気を付けなければなりません。実際に執行できない勝訴の判決は、紙上の勝利に過ぎず、労力と金銭の無駄になってしまうからです。

本稿では、香港において資産を保有している（または資産を保有していると思われる）敗訴者に対し、現地で民事判決を強制執行するための主要な手段を紹介します。

第2 判決債権の確立

強制執行の前提として、香港の裁判所において判決債権（judgment debt）を確立することが必要です。最も直接的な方法は、香港の裁判所で訴訟を提起することです。HK\$3,000,000を超える請求は高等裁判所（High Court）の第一審裁判所（Court of First Instance）、それ以外の請求は地方裁判所（District Court）の管轄に属します^注。裁判所から取得した判決は、敗訴者が控訴しているとしても、執行停止を命じられていない限り、判決債権として強制執行することが可能です。

また、外国の裁判所で訴訟を提起して得られた判決は、香港で登録することで、強制執行することが可能です。外国判決（相互執行）条例（Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Ordinance, Cap. 319）は、指定国の判決の登録に関する簡易制度を設けています。しかしながら、日本は当該制度下の指定国ではないため、日本の裁判所で取得した判決は、香港の裁判所で債務として新規に請求し、判決債権を確立する必要があります。

さらに、契約条件によっては、紛争を仲裁により解決する場合があります。香港の仲裁判断は、当然に香港で執行可能

注 請求額がHK\$100,000以下の少額紛争は、少額債権裁判所（Small Claims Tribunal）の管轄に属しますが、同裁判所の管轄上限が低額であること、ならびに原則として訴訟代理人の関与が認められていない点に照らし、本稿の検討対象外としています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

です。外国仲裁判断の承認および執行に関する条約(通称「ニューヨーク条約」)の締約国である日本の仲裁判断も、仲裁条例(Arbitration Ordinance, Cap. 609)87条に基づき、判決金額を問わず高等裁判所の第一審裁判所における申立により、強制執行の許可を取得できます。執行許可の申立は、相手方に通知せず(ex-parte)に行われるため、比較的迅速に進むことが期待できます。したがって、香港の取引先と契約を締結する際には、紛争解決条項について、契約書作成の段階で慎重に検討することが必要です。

第3 債務者の資産の特定

判決債権を確立した後、債務者の資産に対して強制執行するためには、まず債務者の資産を特定することが最も重要です。また、債務者による資産散逸のリスクが実在する場合は、資産保全目的で仮差押え(Mareva injunction)請求も検討に値します。

債務者が上場企業の場合は、継続的な開示義務により公開される年次報告書、中間報告書、プレスリリース等から、有用な情報を得られることがある一方、債務者が非公開会社や個人の場合は、契約締結前に、資産の所在に関する財務デューデリジェンスを行うことが推奨されます。このような情報を把握していないまま、紛争が発生してしまった場合は、判決を取得した後に、高等裁判所規則(Rules of the High Court, Cap. 4A)または地方裁判所規則(Rules of the District Court, Cap. 336H)(以下「裁判所規則」と総称します。)48条もしくは49B条に基づき、債務者(債務者が法人であればその役員等)を出廷させ、宣誓の上で情報開示を強制することができます。これを拒否する債務者(またはその役員等)は、罰金や禁錮刑に処されることがあります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第4 執行手段

資産は大別して**1**不動産、**2**動産、**3**債権に分類され、それぞれの執行手段が異なります。

1 不動産:担保設定命令(Charging Order)

債務者が香港で土地等の不動産を所有している場合、裁判所規則50条に基づき、担保設定命令を取得し、不動産を売却してその代金を債務に充当できます。手続は以下の3段階があります。

ステップ1:暫定担保設定命令(Charging Order Nisi)

債権者の一方的な(ex-parte)申立により、裁判所が担保設定の暫定命令を発行し、期日(return date)を指定します。暫定命令取得後1か月以内に、土地登記所(Land Registry)に登録することで、暫定命令取得時点に遡って善意の第三者に対する担保優先権が確保されます。

ステップ2:確定担保設定命令(Charging Order Absolute)

暫定命令が債務者に送達された後、裁判所が指定した期日に、債務者や利害関係者の異議を聴取した上で、担保設定命令を確定するか判断されます。暫定命令と同様に、確定命令取得後1か月以内に土地登記所に登録することが推奨されます。

ステップ3:占有命令(Order for Possession) および 売却命令(Order for Sale)

担保が設定されたにもかかわらず、債務者が支払を怠る場合、債権者は物件の占有および売却を申請できます。裁判所は、債権者が提出した評価報告書に基づき、売却方法や価格を決定します。

債務者が占有命令を無視する場合、裁判所の執行官 (bailliff) の支援を要請することが可能です。債権者は占有令状 (Writ of Possession) を申請すると、執行官とともに物件を訪問し、占有令状を送達し、7日後に再訪する旨を伝えます。再訪の際に債務者が退去しないまたは不在の場合、3回目の訪問の日時を通知します。3回目の訪問時には、執行官は鍵屋を連れて行き、物件に強制的に立ち入り、債権者に引き渡します。物件売却後の代金は、判決債務および執行にかかる諸費用に充当された後に残高がある場合は、債務者に返還されます。

2 動産：執行令状 (Writ of Fieri Facias)

債務者が香港で事業を営み、商品等の動産を所有している場合、裁判所規則50条に基づき、執行令状を申請できます。手続は以下の3段階に分けられます。

ステップ1: 執行令状の発行

裁判所の登記官に申請書および判決書の写しを提出し、執行令状が発行されると、執行官の協力を得られます。執行官のサービスは有料となり、債権者は事前に裁判所にデポジットを支払う必要があります。

ステップ2: 押収

債権者は執行官とともに債務者の事業所へ同行し、商品等を押収し、押収物品目録を作成し、警備員に預けます。警備員の手配は、債権者自身で行うことが一般的ですが、手数料を支払って執行官に依頼することも可能です。

ステップ3: 売却

債務者には5営業日の猶予期間が与えられます。この期間内に支払がなされない場合、押収された物品は公売または裁

判所が認める方法で売却され、その代金は債務および執行費用に充当されます。

3 債権：第三者債務差押命令 (Garnishee Order)

債権者の銀行預金や給与等の第三者債権に関しては、第三者債務差押命令を取得することで、銀行や雇用主等の第三者債務者から直接に債務を回収できます。手続は担保設定命令と同様の手続で行われます。

ステップ1: 暫定差押命令 (Garnishee Order Nisi)

債権者の一方的な申立により、第三者債務の詳細 (例えば、銀行預金の場合は銀行名、口座番号等) を説明し、暫定差押命令が発行されると、裁判所は期日を指定します。

ステップ2: 確定差押命令 (Garnishee Order Absolute)

暫定命令が債務者と第三者債務者に送達された後、裁判所が指定した期日に、債務者と第三者債務者とその他の利害関係者の異議を聴取した上で、担保設定命令を確定するか判断されます。

ステップ3: 第三者債権の回収

確定差押命令が第三者債務者に送達された後、債権者は債務者に代わって当該第三者債務者から第三者債権を直接回収し、それを原債務に充当できます。

第5 清算・破産申立

債務者の資産を特定できず、上記の手段を利用できない場合、法人債務者に対しては会社 (清算および雑則) 条例 (Companies (Winding Up and Miscellaneous Provisions))

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

Ordinance, Cap. 32)、個人債務者に対しては破産条例 (Bankruptcy Ordinance, Cap. 6)に基づき、債務者の清算・破産を請求できます。

理論上、判決債権を確立しなくても、清算・破産申立を行うことができます。ただし、債務者が誠実な争い (bona fide dispute) を主張した場合、申立が却下される可能性が高いため、判決債権を確立せずに進めるにはリスクがあります。

日本の制度とは異なり、香港で清算・破産申立を行うにあたり、債権者が債務者の資産の状況を調査する必要はありません。法定支払督促状 (statutory demand) を債務者に送達した後21日以内に、債務が弁済されない場合、債務超過と推定され、債権者は直ちに清算・破産手続を進めることができます。また、個人債務者に対する法定支払督促状の送達は、原則として本人への送達が必要ですが、送達回避の行為があるときは、新聞による公告での代替送達も認められます。法人債務者への送達は、登記住所の使用実態や督促状の受領実態を問わず、当該住所への送付だけで法的効力を有します。

このように債権者に対して非常に有利な仕組みとなっているところもありますが、清算・破産手続の短所としては、以下各点が挙げられます。

- 手続が長引く可能性があること：法定支払督促状が送達された後、清算・破産申立が始まる前に、債務者は裁判所で清算申立の差し止め (injunction) または法定支払督促状の取り消し (setting aside) の訴訟を提起することが可能です。
- 費用が高額であること：弁護士費用に加え、申立書提出前に、破産管理署 (Official Receiver's Office) へ保証金を納付する必要があります。また、申立書を2つの新

聞と官報に掲載する必要があり、新聞社と官報局の掲載料が発生します。さらに、清算・破産命令が下された後、清算人または破産管財人に債務者の資産状況を調査してもらえますが、その費用は債権者が立て替えることとなります。

- 時間がかかること：筆者が担当した事例では、2020年に清算命令が下されたものの、債権者への分配は2025年まで実施されませんでした。
- 回収率が不透明であること：清算・破産申立を行う前に債務者の資産状況を調査しなくてもよい反面、債務者に多数の債権者が存在し、回収率が低下する可能性は排除できません。

第6 おわりに

裁判や仲裁での勝訴は、法的権利の行使の始まりに過ぎません。香港における民事判決の強制執行には幅広い手段があり、資産の早期特定、判決後開示制度の活用など、効率のよい執行措置を講じることが、債権回収の達成につながります。

債務者の資産の性質や所在に応じて効果が異なるので、契約条件を交渉する際、訴訟と仲裁の選択、準拠法と裁判地の選定、契約作成段階での担保や財務情報の事前開示等について、将来の執行の便利性を向上させるため、戦略的な思考が不可欠です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。